京都市公の施設の指定管理者制度
運用基本指針

京　都　市

目　　次

はじめに……１

第１　公の施設の指定管理者制度について
１　制度の目的……２
２　制度の概要……２

第２　指定管理者制度の運用についての本市の考え方
１　基本的な考え方……３
２　制度の運用に当たっての留意事項……３

第３　指定管理者の指定の手続等について
１　指定管理者の指定等の標準的な手順……７
２　公の施設のあり方の検討……８
３　設置条例の制定又は改正……８
４　指定候補者の選定に当たっての考え方……９
５　公募に当たっての留意事項……１２
６　指定候補者の選定……１６
７　指定管理者の指定……２５

第４　指定管理者の指定後について
１　指定管理者による管理の実施……２８
２　事業報告書の提出……３２
３　指定期間の終了……３２

指定管理者制度Ｑ＆Ａ
■　「公の施設」とはどのような施設をいうのか。（３３ページ）
■　指定管理者制度によって株式会社などの民間事業者が管理を行うこととなった場合，住民生活に不可欠の便益を直接提供するという公の施設の責務が果たせるのか。（３３ページ）
■　民間事業者を指定管理者とすることにより，具体的にどのような利点があるのか。（３３ページ）
■　利用料金制とは何か。（３４ページ）
■　利用料金制によって指定管理者が料金を設定することにより，利潤追求や過剰なサービスが原因となって，利用料金が高くなることはないか。（３４ページ）
■　使用料の一部還元方式とは何か。（３４ページ）
■　利用料金制を採用する施設において，その収益を本市に還元させることができるか。（３５ページ）
■　ＰＦＩ事業において整備する施設について，指定管理者制度によって何が変わるのか。（３５ページ）
■　事業所税はどういった場合に課税されるのか。（３５ページ）
■　現在でも施設管理の一部の業務を民間事業者に委託している例があるが，これらの「業務委託」と指定管理者制度における「公の施設の管理」とはどのように違うのか。（３６ページ）
■　指定管理者が管理を行う場合，施設内で事故等によって利用者に損害を与えた場合に地方公共団体は，賠償責任を負うか。（３６ページ）

はじめに

平成１５年９月２日に施行された改正地方自治法（以下「法」という。）によって，公の施設の管理運営について，これまでの「管理委託制度」が廃止され，地方公共団体が指定する指定管理者に管理を代行させる「指定管理者制度」が導入された。

これまで公の施設の管理運営の委託先は地方公共団体の出資法人や公共的団体などに限定されていたが，この制度改正によって，株式会社等の民間事業者も公の施設の管理運営を行うことが可能となった。

本市においては，平成１５年８月に庁内検討組織として「公の施設等管理運営改革検討委員会」及び「公の施設管理検討部会」を設けて検討を行い，平成１６年３月には，指定管理者の指定の手続等を定めた「京都市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」（以下「手続条例」という。）を制定した。

本指針は，公の施設を所管する各局等が手続条例に従って指定管理者制度を適切かつ円滑に活用するために，手続条例に基づき，手続条例に定めている事項のほか，本市の統一的な考え方や手順などの基本的な事項を定めるものである。

第１　公の施設の指定管理者制度について

１　制度の目的

公の施設の指定管理者制度は，より効果的，効率的に多様化する住民ニーズに対応するため，公の施設の管理に民間の能力を活用し，住民サービスの向上とともに，経費の節減等を図ることを目的とするものである。

２　制度の概要

指定管理者制度とは，公共団体や公共的団体，地方公共団体の出資法人等に限られていた公の施設の管理運営を，株式会社など民間事業者等を含め，地方公共団体が指定する法人その他の団体に公の施設の管理を行わせようとする制度である。

■　指定管理者制度と管理委託制度の主な違い

	指定管理者制度	管理委託制度
管理運営主体	・広く民間の営利法人も含めた法人その他の団体（ただし，個人は除く。） ・複数の申請団体の中から選定することが求められている。 ・議会の議決を経て指定	・公共団体（土地改良区等），公共的団体（農業共同組合，生活共同組合，自治会等），地方公共団体の出資法人（1/2以上出資等）等に限定 ・管理運営主体を条例で規定
権限と業務の範囲	・施設の管理に関する権限を指定管理者に委任して管理を代行させるものであり，施設の使用許可や取消しも行うことができる。 ・設置者である地方公共団体は，管理権限の行使は行わず，設置者としての責任を果たす立場から必要に応じて指示等を行う。	・施設の設置者である地方公共団体の管理権限の下で，契約に基づき，具体的な管理の事務又は業務の執行を行う。 ・施設の管理権限及び責任は，設置者である地方公共団体が引き続き有し，施設の使用許可権限は委託できない。
条例で制定する内容	・指定管理者の指定の手続，指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲を規定	・委託の条件，相手方等を規定
契約の形態	・協定 ・指定管理者の指定は，行政処分（指定の取消しや不指定は不服申立て等の対象）に当たり，地方自治法上の契約には該当しないため，同法に規定する入札の対象ではない。	・委託契約
管理期間	・期間を定めて指定管理者の指定を行う。	・管理期間についての定めはない。
（備考）経過措置 平成１５年９月２日施行の地方自治法の一部を改正する法律は，３年間の経過措置を設けており，従来管理委託を行っていた施設については，直営や地方独立行政法人に移行しない限り，平成１８年９月１日までに指定管理者の指定を行う必要があった。		

第２　指定管理者制度の運用についての本市の考え方

１　基本的な考え方

近年，行政への要求の質的，量的な拡大に対して，必要な財源や人員を十分確保することがますます困難になってきている。その一方で，民間市場の成熟化やボランティア活動を含めた様々な公的分野における市民活動が活発化してきており，本市が提供すべき行政サービスでも，そのすべてを本市が直接実施する必要はなくなっている。

このため，「京都新世紀に向けた市政改革行動計画」（取組期間：平成１０～１２年度）において，経済性，効率性，市民サービスの確保，行政責任の確保，秘密の保持及び受託能力等に留意しつつ，民間委託など民間活力の導入に取り組み，また，「京都新世紀市政改革大綱」（取組期間：平成１３～１５年度）においては，「補完性の原理に基づく市民と行政の役割分担」を基本理念として，民間活力の導入を積極的に推進した。さらに，「市政改革実行プラン」（取組期間：平成１６～２０年度）においては，民営化，民間委託，ＰＦＩ※，指定管理者制度，地方独立行政法人制度などの方策の中から最適な行政サービスの提供方法の選択についての基本的な考え方を示し，次いで，「京都未来まちづくりプラン」（取組期間：平成２０～２３年度）においては，指定管理者制度をはじめとする民間の知恵や活力を更に積極的に導入し，市民サービスの向上と経費の節減を図ってきた。

「はばたけ未来へ！京プラン」実施計画（取組期間　第１ステージ：平成２４～２７年度，第２ステージ：平成２８～３２年度）においても，引き続き，「民間にできるものは民間に」を基本として，民間活力の積極的な活用の推進を図ることとしている。

指定管理者制度の導入は，以上のような本市の民間活力導入の基本的な考え方に沿ったものである。この制度の運用に当たっては，特に次のことに留意することとする。

※　ＰＦＩ（Private Finance Initiative）：これまで，公共部門によって行われてきた公共施設等の建設，設計，維持管理，運営等を民間の資金，経営能力，技術的能力を活用して行う事業手法

２　制度の運用に当たっての留意事項

(1) 市民サービスの安定的供給の確保

指定管理者制度の運用に当たっては，「最も効率的な方法によって高品質で満足度の高い市民サービスを安定的に供給する」という市政の基本的な目的に照らして，これまでの本市における民間活力導入における考え方と同様に，経済性や効率性のみならず，市民サービスの向上や行政責任の確保など多角的な観点から検討を行う。

また，指定管理者の募集に当たっては，できる限り民間企業や特定非営利活動法人（以下「ＮＰＯ」という。）など多様な実施主体の参入を促進するように努める。

(2) 指定管理者の自主的経営努力の促進

指定管理者による創意工夫を十分引き出すには，経費の縮減や利用者数の増加に伴う利益を指定管理者に還元するなど，指定管理者の経営努力の動機付けが必要である。このため，利用料金制や増収額の一定割合を指定管理者に還元する方式の採用等，指定管理者にインセ

ンティブを与える工夫の検討を行い，指定管理者制度の目的とする市民サービスの向上と経費の節減をより効果的，効率的に達成する。

＜参考＞

① 指定管理者制度における施設の料金（施設使用の対価）の取扱い

指定管理者制度を導入した公の施設における料金の取扱いについては，次の三つの方法がある。

比較項目		使用料	使用料の一部還元方式 ※1	利用料金制
指定管理者へのインセンティブ効果		なし	あり	あり
料金収入	収納先（帰属）	本市（公金）	本市（公金）	指定管理者
	料金設定の主体	本市	本市	指定管理者（条例の範囲内で設定）
	料金設定の柔軟性	低い	低い	高い
	本市の収入と指定管理者の経営努力の関係	あり	あり	なし
収納事務		煩雑	煩雑	簡易
課税の有無	消費税の賦課	あり ※2	あり ※2	あり
	事業所税の賦課	なし	なし	可能性あり
適性	従前から大きな収益を上げている施設	適	適	不適 ※3
	減免の適用が多い施設	適	適	不適

※１　使用料収入のうち，指定管理者の努力による増収効果の一定割合を指定管理者に還元する方式（３４ページ参照）

※２　一般会計に係る事業については，その課税標準額に対する消費税額と当該消費税額から控除することのできる消費税額（仕入控除税額）を同額とみなすため，納税額は発生しない（消費税法第６０条第６項）。

※３　指定管理者の経営努力の有無に関係なく利益が出るため，指定管理者へのインセンティブ効果が低い。

② 指定管理業務における収入の帰属

指定管理者が条例及び協定書に基づき実施する指定管理業務から生じた収入は，利用料金を除いて，全て本市に帰属する。また，これを指定管理者に収納させるには，別途，指定管理者への収納の事務の委託が必要になる。ただし，収納事務を委託することができる収入の種類は限定されており，指定管理業務として実施した講座の受講料や飲食物の提供の対価等については，指定管理者に収納の事務を委託することはできない（地方自治法施行令第１５８条参照）。

なお，指定管理者が施設の使用許可又は目的外使用許可を受けたうえで，自主事業として実施した事業の収入は，指定管理者に帰属する。（１２ページ参照）

■　**地方自治法（抄）**

（私人の公金取扱いの制限）

第２４３条　普通地方公共団体は，法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか，公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し，又は私人をして行なわせてはならない。

（公の施設の設置，管理及び廃止）

第２４４条の２　普通地方公共団体は，法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか，公の施設の設置及びその管理に関する事項は，条例でこれを定めなければならない。

２　略

３　普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは，条例の定めるところにより，法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第２４４条の４において「指定管理者」という。）に，当該公の施設の管理を行わせることができる。

４　前項の条例には，指定管理者の指定の手続，指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

５～７　略

８　普通地方公共団体は，適当と認めるときは，指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

９　前項の場合における利用料金は，公益上必要があると認める場合を除くほか，条例の定めるところにより，指定管理者が定めるものとする。この場合において，指定管理者は，あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

１０～１１　略

■　**地方自治法施行令（抄）**

（歳入の徴収又は収納の委託）

第１５８条　次に掲げる普通地方公共団体の歳入については，その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り，私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。

一　使用料
二　手数料
三　賃貸料
四　物品売払代金
五　寄付金
六　貸付金の元利償還金

２　前項の規定により歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは，普通地方公共団体の長は，その旨を告示し，かつ，当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならない。

３　第１項の規定により歳入の徴収又は収納の事務の委託を受けた者は，普通地方公共団体の規則の定めるところにより，その徴収し，又は収納した歳入を，その内容を示す計算書（当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。）を添えて，会計管理者又は指定金融機関，指定代理金融機関，収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に払い込まなければならない。

４　第１項の規定により歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託した場合において，必要があると認めるときは，会計管理者は，当該委託に係る歳入の徴収又は収納の事務について検査することができる。

⑶ 指定管理者とのパートナーシップの構築

高品質で満足度の高い市民サービスを提供していくには，市民サービスの提供主体である指定管理者と本市が対等なパートナーとして良好な関係を構築する必要がある。このため，施設の管理運営に当たって，指定管理者との定期的な協議の場を設定するなど十分なコミュニケーションを図るとともに，指定管理者の創意工夫による提案があれば，積極的に協力し，市民サービスの向上につなげる。

第３　指定管理者の指定の手続等について

１　指定管理者の指定等の標準的な手順

次の手順に従って，指定管理者の指定等を行う。

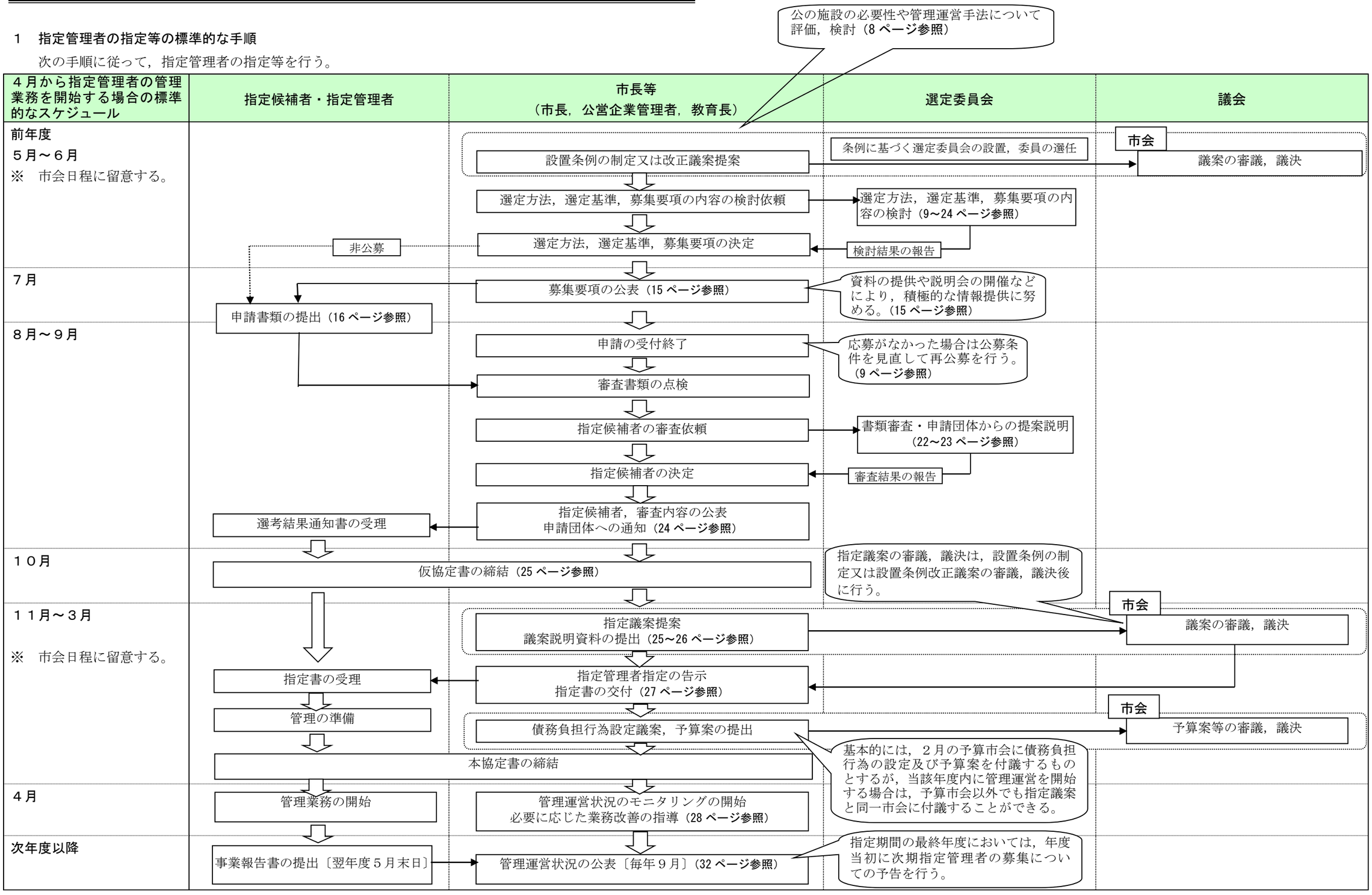

２　公の施設のあり方の検討

本市が実施する事務事業については，本市としてこれを引き続き行っていくべきか，また，最適な実施方法は何かなど，そのあり方について常に検討する必要がある。

このため，公の施設については，指定管理者制度の新規導入や指定管理期間の終了に当たって，当該公の施設の必要性や管理運営手法などについて，評価，検討を行うこととする。

評価，検討の結果，指定管理者制度により，運営を継続するとされた公の施設については，指定管理者の指定手続を進めることとし，評価，検討の結果については，指定手続の一環として公表する。

３　設置条例の制定又は改正

個別の施設の設置条例において，次のことを整備しておかなければならない。

(1) 管理の基準

指定管理者が従う管理の基準については，住民が当該公の施設を利用するに当たっての基本的な条件である休館日，開館時間，利用制限の要件等のほか，管理を通じて取得した個人に関する情報の取扱いなど当該公の施設の適正な管理の観点から必要不可欠である業務運営の基本的事項を定める。

なお，管理を通じて取得した情報の取扱いの根拠については，手続条例第１４条に規定している。

(2) 業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲※については，おおむね次のとおりとし，個別の施設の設置条例において，施設の目的や様態に応じてより具体的な事項を定める。

① 施設の運営に関すること。

② 施設の維持管理に関すること。

③ 施設の設置条例に規定する事業の実施に関すること。

なお，当該施設の管理運営に含めることが効率的でない等の事情がある場合を除き，当該施設において実施する業務や当該施設の管理運営に関連する業務は，原則として一括して指定管理者に行わせる。逆に，公の施設の設置目的と関連性の乏しい事業を，条例上の「その他市長が必要と認める事業」などとして，指定管理業務に含めることはできない。

※　指定管理業務の範囲については，条例及び協定書などにより，明確に区分しておかなければならない。また，指定管理者が収受する使用料や本市からの受託業務における収益などの公金については，指定管理者の収益とは明確に区分し，指定管理者に収入させてはならない。

なお，使用料の強制徴収，不服申立てに対する決定，行政財産の目的外使用許可等法令により地方公共団体の長のみが行うことができる権限については，指定管理者に行わせることはできない。

４　指定候補者の選定に当たっての考え方

(1) 公募・非公募等

市長等は，指定候補者の選定方法（公募によらずに指定候補者を選定しようとする場合を含む。）について，選定委員会の意見を聴く。この場合における，指定候補者の公募・非公募等に当たっての考え方は，次のとおりである。

ア　公募の原則

指定管理者については，手続条例第２条において公募を行うことを原則としているが，その理由は，次のとおりである。

①　指定管理者制度の目的がより効果的，効率的に住民の多様化するニーズに対応するため，民間の能力を活用し，住民サービスの向上と経費の節減等を図ることとされていることから，競争性を確保した選定を行うことが望ましいため

（なお，平成１５年７月１７日付け総務省自治行政局長通知においては，「指定の申請に当たっては，複数の申請者に事業計画書を提出させること」とされている。）

②　指定管理者の指定は，行政処分であり，行政訴訟等の対象となることなどの理由から，選定に当たっては，より慎重な手続が求められるため

イ　再公募

公募に対し応募がなかった場合は，施設の管理運営に係る条件の見直しを行ったうえで，再度公募を行う。

なお，再度の公募を行っても応募者がなかった場合は，改めて公募を行うことなく特定の団体に申請書の提出を求めることができる。ただし，管理運営経費その他の条件を変更してはならない。

ウ　公募の例外

公募を行わずに指定候補者の選定を行うことができる場合は，次のとおりである。

①　指定管理者としていた事業者が倒産したことなどの理由により管理上緊急に指定管理者を指定しなければならない場合

②　その他公募を行わないことについて合理的な理由がある場合

上記②に該当するのは，公募が市民サービスの向上及び経費の削減につながらないと考えられる場合であり，具体的には次のようなものが考えられる。

○　ＰＦＩ事業の場合

ＰＦＩ事業は，事業者の審査の段階で，外部委員を含めた審査委員会による事業者選定が既に行われているため，指定候補者の選定に当たって公募を行わずＰＦＩ事業者に対して申請書の提出を求めることとなる。

この場合，公募を行わないことについて，あらかじめ選定委員会に意見を聴く必要はなく，選定委員会による申請書類の審査の必要もない。

○　本市の施設と本市以外の団体が所有する施設を一体的に管理を行うことが効率的である場合

当該公の施設の事業内容等から本市以外の者が所有する施設と一体的に管理運営することが最も効率的であるため，管理運営に当たる団体が特定される場合が考えられる。

○　公の施設の休廃止が予定されている場合

現在の指定管理期間の満了後，原則的な指定期間（４年間）よりも相当短い期間のうちに当該施設を廃止又は休止することが決定している場合が考えられる。

○　施設の設置目的を達成できる団体が１団体に特定される場合

当該公の施設の設置目的に沿って，適正な管理運営を行い得る能力・要件を備える団体が１団体に特定される場合が考えられる。具体的には，当該公の施設の利用対象者や対象団体を網羅している場合などであり，これまでの公募に応募した団体が現指定管理者のみであったことをもって，再選定を非公募とすることはできない。

（例）大学のまち交流センター，芸術センター

ＰＦＩ事業の場合を除き，公募を行わずに指定候補者を選定しようとするときは，所管局等は，あらかじめ行財政局と協議のうえ，非公募とすることについて，選定委員会（２０～２１ページ参照）の意見を聴かなければならない。その後，特定の団体に対して申請書等の提出を求め，選定委員会による申請書類の審査を受ける。当該審査において，指定管理者制度の目的である「市民サービスの向上」及び「経費の節減」の観点から指定の基準に満たない場合は，再度提案を求めるなど厳格な制度運用に努める。

なお，非公募により指定候補者を選定した場合であっても，次回選定時に，当該施設について非公募とする理由がないと認められるときは，公募により指定候補者を選定する。

(2) 指定する単位

指定管理者の指定は，個々の施設ごとに行うことを原則とする。ただし，次のいずれかに該当する場合は，複数の施設を一括して指定することができる。

①　同一の建物内に複数の施設が設置されており，これらを一体的に管理する方がより効果的かつ効率的である場合

②　施設の目的，規模，指定管理者の業務の範囲等から，施設ごとで管理運営するよりも，一つの団体が一括して複数の施設を管理運営する方がより効果的かつ効率的である場合

なお，一括する範囲が大きく広がり過ぎると，新規参入の機会を阻害するおそれもあるため，民間の類似施設における標準的な事業者の経営規模等にも配慮し，指定単位の最適化を図る。

(3) 指定期間

法において指定に期間が設けられているのは，最少の経費で最大の効果を挙げているかなど，指定管理者による管理が適切に行われているかどうかを地方公共団体が定期的に見直す機会を設けることが適当であるとの考え方によるものであり，合理的な理由もなく，長期間の指定を行うことは適切ではない。

このため，サービスの継続性の確保，指定管理者のリスク軽減，長期固定化による弊害の排除，使用料金の周期的な見直しに連動した計画的な管理運営などを総合的に判断し，本市における指定期間は，原則として，４年以内とする。ただし，次の場合には，これによらないことができる。

① ＰＦＩ

ＰＦＩ事業者を指定管理者に指定する場合は，当該施設におけるＰＦＩ事業の期間を指定期間とする。

② 福祉関連施設

高齢者，障害者，児童等の健康維持，自立・生活支援等を行う施設において，利用者と施設管理者との人的信頼関係の重要性に照らし，管理者が頻繁に変わることが事業の継続性・安定性を維持するうえで望ましくなく，一定期間にわたる指定期間の設定が必要な場合は，最長６年までの指定期間とすることができる。ただし，指定管理者を公募しない場合を除く。

③ 新規導入施設

公の施設の開設（施設改修等のため長期間の休止後，再開するものを含む。）や直営からの移行に伴い，新たに指定管理者制度を導入する施設においては，通常の指定期間（原則４年以内）に，導入準備のための期間（最長６箇月を超えないものとする。）を加えた期間を指定期間とすることができる。

④ 劇場，音楽堂等施設

劇場，音楽堂等においては，以下の国指針の内容に基づき，別途，適切な指定期間を定めることができる。

■ 劇場，音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針（抄）（平成２５年文部科学省告示第６０号）

１０ 指定管理者制度の運用に関する事項

イ 優れた実演芸術の公演等の制作，有能な専門的人材の養成・確保等には一定期間を要するという劇場，音楽堂等の特性を踏まえ，適切な指定管理期間を定めること

なお，短期間の指定をするときは，指定管理者が運営ノウハウを蓄積し，経験を発揮するうえで，その期間の設定が適切かどうかを考慮しなければならない。

(4) 施設の管理運営の基本条件

募集要項において， 開所日，開所時間，委託料などの施設の管理運営に係る基本条件を定めるに当たっては，次のことに留意する。

ア 申請団体からの提案等

指定管理者の指定を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）からのアイデアをより多く引き出すため，仕様書の内容や条件が過度に限定的にならないように留意するとともに，施設の性質に応じて，申請団体からの提案を認める。ただし，指定期間についての提案は認めない。

イ 利用料金制等の活用

利用料金制は，施設の目的や特性に応じ，適切に導入することにより，サービスの質や稼働率の向上など施設の運営における指定管理者の自主的な経営努力を促すことができる。また，施設の使用に係る料金を指定管理者の収入として収受させることにより，本市にお

ける収入に係る会計事務の効率化が期待できる。このため，施設の利用に係る料金を徴収する施設においては，利用料金制の趣旨を踏まえ，十分検討のうえ，同制度の活用を図る。

なお，指定管理に係る経費の縮減や施設の利用者数の増加など，指定管理者の経営努力の結果により得られた利益は，原則として，指定管理者の収益とする。

このほか，委託料により運営する施設においては，利用料金制と同様に，協定書上に経費縮減等の成果目標を定め，当該目標を達成したときは，その達成度に応じた委託料の加算を行うなど，指定管理者の経営努力に対してインセンティブを与える仕組を必要に応じて検討する。ただし，経営努力を適切に評価するとともに，指定管理者が得る利益が過大にならないよう留意する。

なお，委託料については，合理的な積算を基礎として算出するものとする。

■　京都市公契約基本条例（抄）

（適正な予定価格等の算出）

第２３条　本市は，公契約の適正な履行及び履行の水準並びに労働者の適正な賃金を確保するため，合理的な積算を基礎として，予定価格及び最低制限価格を算出するものとする。

ウ　包括的再委託の禁止

指定管理者が清掃，警備といった個々の具体的業務を第三者に委託することは差し支えないが，法の規定に基づき地方公共団体による適正な管理を確保したうえで指定管理者にその管理を行わせることとした制度の趣旨から，管理に係る業務の全部や大部分を一括して第三者に委託する包括的な業務の再委託はできない。

エ　指定管理者が行うことができる事業

指定管理者は，指定管理業務の実施を妨げない範囲において事前に本市の承認を得た事業（以下「自主事業」という。）を行うことができるが，収入の帰属等（４～５ページ参照）を明確にするため，指定管理業務と自主事業を明確に区分する必要がある。

指定管理業務（協定書記載の業務） ※　個別の施設の設置条例で定められた「業務の範囲」に整合する業務に限る。	本市が仕様書に掲げた業務 指定管理者が提案した業務
自主事業（協定書記載以外の業務） ※　指定管理者が企画し，経費を負担したうえで，指定管理者ではない一団体として行う。	施設の使用許可を得て行う事業 施設の目的外使用許可による事業

５　公募に当たっての留意事項

(1) 応募資格

ア　暴力団排除

京都市暴力団排除条例（以下「排除条例」という。）第１０条第１項の規定により，暴力団員等及び暴力団密接関係者は，指定管理者になることができない。

募集要項には，この旨を明記するとともに，誓約書の提出のほか，必要な手続等を記載する。

■　京都市暴力団排除条例（抄）

（定義）

第２条　この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴ 暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。

⑵ 暴力団排除　暴力団による不当な行為を防止し，及びこれにより本市の区域内における事業活動又は市民生活に生じた不当な影響を排除することをいう。

⑶ 暴力団員　法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。

⑷ 暴力団員等　次に掲げる者をいう。

ア　暴力団員

イ　法人でその役員又は別に定める使用人のうちに暴力団員のあるもの

ウ　個人で別に定める使用人のうちに暴力団員のあるもの

エ　暴力団員がその事業活動を支配する者

⑸ 暴力団密接関係者　暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者として別に定めるものをいう。

（利益付与処分に関する措置）

第１０条　市長等及び指定管理者は，暴力団員等及び暴力団密接関係者に対し，別表に掲げる許可その他何らかの利益を付与する処分（暴力団の活動を助長し，又は暴力団の運営に資するおそれがあるものに限る。以下「利益付与処分」という。）をしないものとする。

２　市長等及び指定管理者は，別表に掲げる利益付与処分を受けた者が暴力団員等又は暴力団密接関係者に該当することが判明したときは，当該利益付与処分を取り消すことができる。

別表（第１０条関係）

⑴ 地方自治法第２４４条の２第３項の規定による指定

⑵～⑽　略

■　京都市暴力団排除条例施行規則（抄）

（使用人）

第２条　条例第２条第４号イ及びウに規定する別に定める使用人は，次に掲げる者とする。

⑴ 支配人，本店長，支店長，営業所長，事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず，営業所，事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者

⑵ 営業所等において，部長，次長，課長，支店次長，副支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず，事業の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し，又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者

（暴力団密接関係者）

第３条　条例第２条第５号に規定する別に定める者は，次に掲げる者その他の暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者とする。

⑴ 暴力団の威力を利用している者

⑵ 暴力団又は暴力団員に対し，暴力団の活動を助長し，又は暴力団の運営に資することとなる金銭，物品その他の財産上の利益を供与している者

⑶ 暴力団又は暴力団員と社会通念上形式的又は儀礼的なものと認められる限度を超え贈答を行っている者

⑷ 暴力団員が関与する賭博，無尽その他これらに類する行為に参加している者

⑸ 暴力団員と共に頻繁にゴルフ，飲食，旅行その他の遊興をしている者

（利益付与処分に係る誓約書）

第４条　条例第１０条第１項に規定する利益付与処分を受けようとする者は，市長等又は指定管理者が必要があると認めるときは，誓約書（第１号様式）を市長等又は指定管理者に提出しなければならない。

イ　その他

施設の性格に応じて設定するが，例えば，次のような事項を定める。

【例】応募できる者は，法人その他の団体で，当該施設の管理運営を行ううえで人的かつ財産的な管理能力を有し，かつ次に掲げる資格を有するものとする。

① 当該公の施設の所管局等の長が代表者に就任している団体でないこと。

② 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ないものでないこと。

③ 代表者，役員又はその使用人が刑法第９６条の６又は第１９８条に違反する容疑があったとして逮捕され，又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から２年を経過しない者でないこと。

④ 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第３条又は第８条第１項第１号に違反するとして，公正取引委員会又は関係機関に認定された日から２年を経過しない者でないこと。

⑤ 団体又はその代表者が指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するとして関係機関に認定された日から２年を経過しない者でないこと。

⑥ 団体又はその代表者が次に掲げる税等を滞納していないこと。

- 所得税又は法人税
- 消費税
- 本市の市民税及び固定資産税
- 本市の水道料金及び下水道使用料

⑦ その他指定管理者としてふさわしくない団体でないこと。

なお，複数の団体が構成するグループで応募する際には，すべての構成団体が応募資格を満たしている必要があることを募集要項等に明記する。

また，京都市内の事業者であること又は同種若しくは類似の施設の管理実績のあることが望ましい施設については，原則として応募資格の条件ではなく，選定における審査項目として設定する。

■　刑法（抄）

（公契約関係競売等妨害）

第９６条の６　偽計又は威力を用いて，公の競売又は入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をした者は，３年以下の懲役若しくは２５０万円以下の罰金に処し，又はこれを併科する。

２　公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的で，談合した者も，前項と同様とする。

（賄賂）

第１９８条　第１９７条から第１９７条の４までに規定する賄賂を供与し，又はその申し込み若しくは約束をした者は，３年以下の懲役又は２５０万円以下の罰金に処する。

＊第１９７条　収賄，受託収賄及び事前収賄

第１９７条の２　第三者収賄

第１９７条の３　加重収賄及び事後収賄

第１９７条の４　あっせん収賄

■　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（抄）
第３条　事業者は，私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。
第８条　事業者団体は，次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。
１　一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。
２　第６条に規定する国際的協定又は国際的契約をすること。
３　一定の事業分野における現在又は将来の事業者の数を制限すること。
４　構成事業者（事業者団体の構成員である事業者をいう。以下同じ。）の機能又は活動を不当に制限すること。
５　事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにすること。
＊第６条　事業者は，不当な取引制限又は不公正な取引方法に該当する事項を内容とする国際的協力又は国際的契約をしてはならない。

(2) 周知方法

募集要項を作成し，その要旨を公告として市役所及び区役所の掲示場に掲示する。また広報発表を行うほか，公平性に留意のうえ，関連団体等への情報提供，専門誌やホームページへの掲載等，様々な媒体の活用を検討し，競争性向上のため，周知に努める

(3) 情報提供

申請団体からより質の高い提案を得るためには，公募施設のハード面とソフト面の両方に関する十分な情報やデータを提供することが必要である。

このため，公募に当たっては，申請団体が事業計画書及び収支計画書を作成しやすいよう，募集要項には次の項目を必ず記載し，その内容はできる限り詳細なものとなるようにする。

①　具体的な業務の範囲，選定方法
②　委託料の上限額，直近の決算額，その内容など管理運営に要する経費※1に係る事項
③　消費税及び事業所税（３５ページ参照）が課税される可能性の有無（利用料金制を採用する施設のみ）
④　施設の管理運営に関し，踏まえるべき本市のプラン等
⑤　指定管理者の業務の停止及び指定の取消しを行う要件※2

※１　最終的に支払う委託料の額は，提案額を基に本市と協議のうえ，協定書で確定することになる。
※２　基本指針第４の１(3)ア（２８ページ）に掲げている内容を記載する。

また，募集要項等以外にも，次のような資料を公表又は提供するものとする。

①　当該公の施設のあり方等についての評価，検討結果
②　指定管理者に最低限求めるサービス等を定めた要求水準書
③　リスク分担表※
④　協定書案及び仕様書案
⑤　施設の図面（配置図，平面図）
⑥　施設の整備時期や修繕履歴等，老朽化の状況が分かる資料
⑦　本市から指定管理者に貸与する備品及び指定管理者が準備すべき備品の一覧
⑧　利用状況，料金収入，維持管理経費の決算額など過去数年度分の管理運営に係る資料

※　指定管理者が実施すべき修繕の範囲についても明確にしておくこと。

なお，要求水準書や仕様書案を示すに当たっては，指定管理者のノウハウや創意工夫が発揮されるよう，必要以上に指定管理者の自由度を損なう条件付けを行わないよう留意する。

(4) 申請団体からの質疑の受付等

申請団体が参入を検討するに当たって，施設に関する十分な情報を得られるよう努める。

具体的には，募集要項の公表後，申請団体から質疑を受け付けるとともに，必要に応じて，募集要項の公表後に説明会を実施する。また，申請団体が施設の見学を希望する場合は，現地見学会を開催する。

なお，複数の団体が構成するグループで応募する際には，グループの代表となる団体を定め，本市への質疑や書類の提出等は当該代表団体が行うよう求める。

(5) 提出書類

応募に当たっては，次の書類の提出を求める。

なお，既存の様式の活用を図るなど，申請団体の事務負担の軽減に配慮する。

① 申込書
② 申請団体の概要を示す書類
③ 定款又は寄付行為
④ 法人登記簿謄本
⑤ 印鑑証明書
⑥ 決算書
⑦ 納税証明書
⑧ 経営・管理運営している施設の状況を示す書類
⑨ 事業計画書
⑩ 収支計画書
⑪ 京都市暴力団排除条例施行規則第４条に定める利益付与処分に係る誓約書
⑫ その他市長が必要と認める書類

複数の団体が構成するグループで応募する際には，上記に加え，グループ構成や役割分担等を証明する協定書等の写しの提出を求める。また，②～⑧及び⑪についてはグループの構成団体ごとに提出を求める。

本市の市税について，前年度が非課税等により納税証明書が提出できない場合は，当該団体の代表者が作成した理由書等の提出を求める。

６ 指定候補者の選定

公の施設において提供される指定管理者のサービスについては，途中で提供が中断されたり，質が低下することなく，安定的に提供されることが必要である。このため，指定候補者の選定に当たっては，次のことに十分留意して，当該公の施設について最も適切な管理運営を行うことができると認められる団体を選定する。

(1) 指定候補者の選定に要する期間

市民サービスの向上にとってより良い提案を求めるには，申請団体に十分な検討期間を提供することが必要なため，募集要項の公表から応募の受付終了までの期間については，おおむね１箇月以上を確保する。

なお，応募の受付期間は，総合評価一般競争入札方式※に準じ，受付日を指定することが望ましく，長くとも１週間以内とする。

※　**総合評価一般競争入札方式**

　競争入札により契約を締結する場合，予定価格の制限の範囲内において，価格だけでなくその他の条件（サービスの水準，環境への影響等）も併せて，本市にとって最も有利な企画を持って入札に参加したものを落札者とする方法

⑵ 選定方法

ア　選定基準

　手続条例第４条第１項において定める次の事項に沿って，適切な審査項目及び審査内容を定め，事前に公表する。

① 施設の利用に関し，不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。

② 施設の設置の目的に照らし，その管理を効果的かつ効率的に行うことができるものであること。

③ 施設の管理を適確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること。

具体的には，次に示す項目を参考に，各施設の性質に応じた審査項目を設定する。

■　施設の指定候補者の選定に当たっての審査項目（例）

審査項目		審査内容
申請団体の状況		○申請団体の特徴，申請団体の財務状況，コンプライアンスの状況（過去２年間の重大な事故及び不祥事※の有無並びに対応等） ○同種事業の実績
事業運営に関する計画	施設運営の考え方	○業務実施に当たっての管理運営方針
	サービス提供体制	○職員等の体制（有資格者の配置，人員配置，業務シフト等） ○職員の確保・育成策（研修計画，資格取得の支援，有資格者・長期従事者の優遇等） ○労働関係法令の遵守
	サービスの質の確保	○利用者の意見を把握する方法とサービスへの反映方法 ○サービスの自己評価についての考え方
	個人情報の保護	○情報管理の体制
	地域との連携	○地域との連携についての考え方と具体策
	施設の維持管理	○建物維持管理業務，設備維持管理業務，清掃業務，警備業務の考え方
	危機管理の方策	○事故・不祥事防止などを含む日常的な危機管理の方策 ○防災対策及び非常災害時の対応策
経営に関する計画		○経営の確実性 ○経費の縮減の取組 ○運営経費の考え方（事業計画と経費のバランス，妥当性等）
市内中小企業への発注		○市内中小企業への発注に対する考え方
その他政策的審査項目		○施設の設置目的に合わせた申請団体の社会的責任に着目した政策的な審査項目の設定 例）・ 団体（企業）倫理やコンプライアンスの取組（ＩＳＯ２６０００の中核課題への取組状況等） ・地球環境に配慮した取組（環境マネジメントシステムの認証取得，再生可能エネルギー電気の購入等） ・障害者の積極的な雇用の取組 ・男女共同参画に向けた取組 ・子育て支援への取組

※　本指針において，「重大な事故」及び「不祥事」とは，次のものをいう。

①　当該団体に生じた事案で，京都市競争入札参加停止取扱要綱第３条の規定に基づく参加停止を行う要件に該当するもの又はこれに準ずるもの

②　当該団体の職員のうち，公の施設の指定管理業務に従事する者の行為で，地方公務員法第３３条に規定する信用失墜行為に相当すると認められるもの

※　「コンプライアンスの状況」の審査においては，多様な事業を広範に行っている大規模団体についても公平な審査ができるよう，施設の種別等によって配点や係数の調整を行うことを検討すること
（例）京都市競争入札参加停止取扱要綱別表（第３条関係）の「２　公衆損害事故」や「３　契約関係者事故」などについて，審査項目を「団体全体における事故」と「同種施設における事故」に分割し，同種施設における事故がある場合のみ減点を大きくする等

イ　審査基準

(ｱ) 多角的な観点からの審査

指定候補者の選定に当たっては，経済性や効率性のみならず，市民サービスの向上や行政責任の確保など多角的な観点から検討を行う必要があり，総合評価一般競争入札方式などに準じ，価格だけでなく，サービスの水準や，コンプライアンスの状況など公の施設の管理者に求められる社会的責任への対応等も併せて評価する。

具体的には，経費を除いた施設の管理運営の内容を審査する「運営点」と，施設の運営に要する経費を審査する「価格点」の合計が最も高い申請団体を指定候補者に選定することを原則とする。

(ｲ) 客観的な審査基準の設定

審査に当たっては，当該公の施設の管理運営に求められることを明確にするとともに，これにふさわしい指定候補者を選定するため，どのような観点から何に着目して審査するのかを具体的に検討し，公平で客観的な審査基準を設定する。また，審査基準は，可能な限り数値化する。

(ｳ) 現指定管理者の実績に対する評価

市民サービスの向上などへのインセンティブを与えるため，現指定管理者が次期指定管理者の公募に応募した場合は，当該施設の管理運営状況に応じ，一定の加点や減点を行うことができる。

ただし，現指定管理者に当該指定管理期間中，重大な事故又は不祥事があった場合は，必ず減点を行う。

また，新規参入の機会を不当に阻害することのないよう，実績に基づく加点は，協定書どおりの管理運営ができているだけでは行わず，これを上回る優れた管理運営を行った場合に行う。

(ｴ) 施設の特性に応じた評価

地域に密着した運営が求められる施設の指定管理者の公募に，地域住民が主体となった団体が申請した場合は，当該団体に一定の加算を行うなど，施設の特性に応じたより的確な評価を行うように努める。

(ｵ) ノウハウ・創意工夫の活用

個々の審査基準について，指定管理者のノウハウや創意工夫が発揮されるよう配慮する。

(ｶ) イコール・フッティングの確保

公募による選定においては，本市からの職員派遣による人的支援又は運営補助金の交付による財政支援を受けている外郭団体とその他の団体とのイコール・フッティングを確保するために必要な措置を講じる。

(ｷ) 市内中小企業の受注等の機会の増大

京都市公契約基本条例（以下「公契約条例」という。）に基づき，市内中小企業及び市内に本拠を置く団体（社会福祉法人，公益財団法人及びＮＰＯ等）が申請した場合には加点を行うとともに，再委託を行う場合において，市内中小企業の活用に努めることを求め，「市内中小企業への発注に対する考え方」について評価を行う。

■　京都市公契約基本条例（抄）

（定義）

第２条　この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　公契約　本市が発注する工事若しくは製造の請負，業務の委託又は物品の購入に係る契約及び京都市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第７条第１項に規定する協定（以下「指定管理協定」という。）をいう。

⑵　受注者　本市と公契約を締結した者をいう。

⑶　市内中小企業　中小企業基本法第２条第１項各号のいずれかに該当するものであって，本市の区域内に本店又は主たる事務所を有するものをいう。

⑷　略

⑸　下請等契約　次に掲げる契約をいう。

ア　下請，再委託その他いかなる名義をもってするかを問わず，受注者その他の本市以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い，又は受託することを内容とする契約

イ　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）の規定により，自己の雇用する労働者を受注者その他の本市以外の者のために公契約に係る業務に従事させることを内容とする契約

⑹～⑺　略

（市内中小企業への発注）

第６条　本市は，法令上の制限がある場合，専門的な能力を有する者に発注する必要がある場合その他特別の事情がある場合を除き，市内中小企業へ発注するよう努めるものとする。

（下請等契約）

第８条　受注者及び下請負者等（以下「受注者等」という。）は，市内中小企業と下請等契約を締結するよう努めるものとする。

（本市の区域内において生産された物等の使用）

第９条　受注者等は，公契約の履行に当たっては，本市の区域内において生産され，又は製造された物を使用するよう努めるものとする。

⑶ 選定委員会

手続条例第１５条において，指定候補者を公募しようとするとき，公募を行わずに指定候補者を選定しようとするとき又は申請のあった団体の中から指定候補者を選定しようとするときは，手続条例第１６条に規定する委員会の意見を聴かなければならない。

ただし，緊急に指定管理者を指定しなければならない場合及びＰＦＩ事業等その他意見を聴かないことについて合理的な理由がある場合を除く。

ア　設置の形態

手続条例第１６条に基づき，公の施設を所管する局等ごとにおいて委員会を設置する。ただし，選定するに当たり，事業内容が異なるため又は施設数が多いため，一つの委員会

での選定が困難なときは，局内に複数の委員会を設置するか又は手続条例第２０条に基づき，委員会に部会を置くことができる。

委員会の名称，委員の定数及び任期並びに会議の運営方法等委員会の組織及び運営に係る事項については，手続条例第１７条から第２１条に規定するもののほか，各局等において要綱で定める。

イ　委員の構成等

(ｱ) 委員の構成

選定に当たり公平性，透明性及び客観性を確保するため，次の事項に留意する。

① 本市の常勤職員又は過去に本市の常勤職員であった者は，委員としない。

② 当該施設の設置目的等に最も適した団体を選定できるよう，委員は学識経験者や当該施設の運営，経営等に関して専門的知識を有する者から選任することを原則とする。また，委員のうち少なくとも１名は市民から公募する。

③ 部会を設置しない場合の委員数は，５人程度とする。ただし，審査対象の施設数や施設運営の内容に応じ，的確に審査を行うため必要がある場合は，その理由を明らかにしたうえで，１０人を超えない範囲で増員することができる。

④ 部会を設置する場合の委員数は，手続条例第１７条第１項に規定する２０人を超えることはできない。この場合における１部会当たりの委員数は，３人以上５人以内とする。

⑤ 男女いずれの割合も３５パーセントを下回らないことを目標とする。

※ 部会の委員構成については，手続条例第２０条第２項に基づく運用を行う場合を除き，上記の②及び⑤の要件は問わない。

(ｲ) 委員名等の公表

委員名，役職等については，原則として公表する。

なお，公表時期，公表方法については，委員会において決定する。

ウ　委員会における所管事項

委員会は，次の事項について所管する。

① 選定方法及び選定基準の検討

② 募集要項の内容の検討

③ 選定基準に基づく審査

④ 管理運営の実績の評価

エ　委員会の調査・審議の結果の取扱い

市長等は，選定方法等の決定に当たり，委員会の調査・審議の結果を最大限尊重しなければならない。

■ 京都市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（抄）

（意見の聴取）

第１５条　市長等は，第２条本文の規定により公募しようとするとき，同条ただし書の規定により公募を行わずに指定候補者を選定しようとするとき及び第４条第１項の規定により指定候補者を選定しようとするときは，次条に規定する委員会（公営企業管理者にあっては，市長の附属機関である委員会）の意見を聴かなければならない。ただし，指定施設の管理上緊急に

指定管理者を指定しなければならないときその他意見を聴かないことについて合理的な理由があるときは，この限りでない。
（委員会）
第１６条　市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は，第２条本文の規定による公募，同条ただし書又は第４条第１項の規定による指定候補者の選定及び指定施設の管理に関する事項について，市長等の諮問に応じ，調査し，及び審議させるため，委員会を置くことができる。
（委員会の組織）
第１７条　委員会は，それぞれ委員２０人以内をもって組織する。
２　委員は，学識経験のある者その他市長等が適当と認める者のうちから，市長等が委嘱し，又は任命する。
（委員の任期）
第１８条　委員の任期は，２年以内においてそれぞれの委員会ごとに市長等が定める期間とする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。
２　委員は，再任されることができる。
（秘密を守る義務）
第１９条　委員は，職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も，同様とする。
（部会）
第２０条　委員会は，特定の事項を調査し，及び審議させるため必要があると認めるときは，部会を置くことができる。
２　委員会は，その定めるところにより，部会の決議をもって委員会の決議とすることができる。
（委員会に関する委任）
第２１条　第１６条から前条までに定めるもののほか，委員会に関し必要な事項は，市長等が定める。

(4) 選定委員会の審査に当たっての留意事項

ア　所管局等と委員会の役割分担

審査に当たっては，委員自らが評価を行う。

所管局等は，審査の充実を図るため，委員の評価に先立ち，募集要項に記載の応募資格や予め委員会が定めた客観的で数値化された審査基準に基づき，申請団体が提出した書類等について，記載内容の確認や整理を行うことができる。

イ　十分な審議時間の確保

委員会の開催回数や時間については，審査対象の施設数などに応じて，十分な審議時間を確保できるよう配慮する。

ウ　匿名審査

公平性の確保のため，非公募の場合又は競合がない場合を除き，書類審査は匿名で行う。

エ　プレゼンテーション審査等

提案内容等を正確に把握し，最も適切な指定候補者を選定するため，非公募の場合又は競合がない場合を除き，プレゼンテーション審査を行う。

プレゼンテーション審査は，書類審査と同様，匿名で行うことができる。また，プレゼンテーション審査を実施しても，他の申請団体よりも高い評価を得られないことが明らかな申請団体については，書類審査のみとすることができる。

なお，プレゼンテーション審査は，プレゼンテーション技法の巧拙を競うものではないから，プレゼンテーションに不慣れな申請団体が不利にならないよう配慮する。また，本市の外郭団体のプレゼンテーション審査においては，当該団体に派遣されている本市職員及び過去に本市の常勤職員であった者の参加を認めない。

プレゼンテーション審査を行わない場合でも，できる限り直接申請団体から説明を求め，質疑を行う場を設ける。また，必要に応じて，申請団体が運営する同種施設の見学を行う。

オ　委員の除斥

委員は，自己が次の(ア)若しくは(イ)のいずれかに該当するとき，又は父母，祖父母，配偶者，子若しくは兄弟姉妹が(ア)に該当するときは，その議事に加わることができない。

(ｱ) 現に，従事する業務に直接の利害関係のあるとき。

(ｲ) 過去において，従事した業務に直接の利害関係のあるとき。

カ　委員会の会議の公開

委員会の会議は，京都市市民参加推進条例第７条に基づき公開する。ただし，公開することにより非公開情報（京都市情報公開条例第７条に規定する非公開情報をいう。）が公になる場合は，委員会の決定により非公開とすることができる。

■　京都市市民参加推進条例（抄）

（附属機関等の会議の公開）

第７条　附属機関の会議及びこれに類する合議体(以下「審議会等」という。)の市民，学識経験のある者等で構成する会議は，公開しなければならない。ただし，会議を公開することにより非公開情報（京都市情報公開条例第７条に規定する非公開情報をいう。以下同じ。）が公になる場合その他別に定める場合は，この限りでない。

２　前項の会議を招集する者は，当該会議の期日までに相当な期間を置いて，当該会議について，開催する日時及び場所，議題，傍聴の可否その他必要と認める事項を公表しなければならない。ただし，緊急を要するとき，又はこれらの事項を公表することにより非公開情報が公になるときは，この限りでない。

３　第１項本文の規定により公開した会議については，会議録を作成し，これを公表しなければならない。

■　京都市情報公開条例第７条に規定する非公開情報

①　プライバシー情報（第７条第１号）

特定の個人が識別され，又は識別され得る情報のうち，通常他人に知られたくないと認められるもの

②　法人等事業活動情報（第７条第２号）

技術上のノウハウ，営業上の秘密など，公開することにより，当該法人等の競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められる情報

③　任意提供情報（第７条第３号）

法人等又は個人から公にしないとの条件の下に任意に提供された情報で，当該条件が合理的であると認められるもの

④　公共の安全，秩序の維持情報（第７条第４号）

公開にすることにより，人の生命，身体，財産等の保護に支障を生じたり，公共の安全と秩序の維持に支障を来すおそれのある情報

⑤　審議，検討，協議情報（第７条第５号）

本市等又はその相互間における審議，検討又は協議に関する情報であって，公にすることによって，率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるなどの事態が生じるおそれの

あるもの

⑥　**事業又は事業遂行情報（第７条第６号）**

本市等が行う事務事業のうち，監査，契約，調査に係る事務など，当該事務又は事業の性質上，公開することによってその目的が損なわれたり，公正かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

⑦　**法令秘情報（第７条第７号）**

法令の規定により明らかに公開することができないとされている情報又は法律若しくはこれに基づく政令に基づき国の行政機関等から公開してはならない旨の個別的かつ具体的な指示がある情報

⑸　審査内容の公表

委員会の審査結果を受けて，市長等が指定候補者を決定した後，その結果を申請団体に通知するとともに，審査内容の概要を速やかに公表する。

公表に当たっては，団体名を明らかにしたうえで，評価を１００点満点に換算し，審査項目ごとに小数点第２位を四捨五入したうえで，小数点第１位までを表示するほか，前記⑷カに反しない限り，詳細かつ分かりやすく審査の過程や選定の理由を示すものとする。

⑹　不指定処分

指定管理者の選考の結果，指定管理者に指定しないこととなった申請団体に対しては，速やかに選考結果を通知することにより，不指定処分を行う。

なお，当該不指定処分に不服のある申請団体は，処分を行った市長等に対して，行政不服審査法に基づき異議申立てを行うことができる。また，行政事件訴訟法に基づき，処分の取消しを求める訴えを裁判所に提起することができる。

⑺　再度の選定

指定候補者の選定を行った後，市会の議決を得るまでの間に，当該候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じたときは，審査において次点となった団体から順に指定候補者を選定する。ただし，当初の指定候補者から提案のあった指定管理料の金額の範囲内で選定を行う。

なお，この場合，既に指定管理者の不指定処分の通知を行っているときは，指定候補者に対し当該処分を取り消し，指定候補者に選定する。

⑻　指定前の取消し

法第２４４条の２第６項の規定による市会の議決が得られないときや，市会の議決前に指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じたときは，指定候補者に対し，指定管理者に指定しない旨の処分を行う。

7　指定管理者の指定

(1) 協定の締結

指定管理者に支払う委託料の額等の細目的事項については，本市と指定管理者の協議で定め,両者の間で協定を締結する。

所管局等は，指定候補者を選定したときは，市会へ議案を提案する前に当該指定候補者と仮協定を終え，後述の指定書の交付後に，改めて本協定を行う。

協定書には，次に掲げる事項等を記載する。

① 申請書に添付して提出した事業計画書に記載された事項
② 利用料金に関する事項
③ 本市が支払う管理費用に関する事項
④ 管理業務を行うに当たって取得し，又は作成した文書の公開に関する事項
⑤ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
⑥ 法令遵守に関する事項
⑦ 本市と指定管理者とのリスク分担に関する事項
⑧ 損害賠償責任保険等の加入に関する事項
⑨ 物品の貸与及び管理に関する事項
⑩ 施設の修繕に関する事項
⑪ 指定期間満了後の原状回復及び引き継ぎに関する事項（前払金に関する事項を含む。）
⑫ 地震，風水害，その他の災害発生時の対応に関する事項
⑬ 適正な労働環境の確保に関する事項
⑭ その他市長等が必要と認める事項

なお，指定期間は複数年に及ぶことから，法令の改正や社会経済情勢の変化，新たな行政需要に対応するために，指定管理業務の範囲や本市の支払う管理費用の変更等が必要になることも考えられるが，協定の変更に当たっては，本市と指定管理者が十分に協議を行い，両者合意のうえ行わなければならず，合理性を欠く一方的な変更がないことを協定書に定めておかなければならない。

(2) 指定管理者の指定の議案

所管局等は，指定候補者を選定したときは，指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称，指定管理者となる団体の名称，指定の期間等指定に当たって議決すべき事項に係る議案を作成し，これを市会に付議し，議決を受ける。ただし，市会の議決前に指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じたときは，指定候補者の決定を取り消し，直ちに議案の撤回の手続を採る。

(3) 議案説明資料及び市会の常任委員会等説明資料の作成等の留意事項

公の施設の指定管理者の指定の件の議案は，公の施設の名称，指定管理者となる団体の名称及び指定の期間のみの記載となっている。このため，議案の作成とともに，市会に対して当該議案の審議に必要な情報を提供するための資料として，各所管局において，次の事項を記載した議案説明資料及び市会の常任委員会等（各会派の議員会を含む。以下，同じ。）説明

資料を作成し，市会の常任委員会等において配付し，説明する。（様式は，「参考資料」の６５～９４ページに掲載）

ア　議案説明資料

(ｱ)　指定管理者及び指定期間等

①　議案番号（複数の指定議案を同一市会に提案する場合）

②　対象となる施設

③　指定管理者

④　指定期間

⑤　応募団体数

⑥　前回の指定管理者

(ｲ) 選定委員会

①　委員（委員長・委員の区分，氏名，役職等）

②　開催状況（開催回，開催日）

イ　市会の常任委員会等説明資料

(ｱ)　施設の概要

①　所在地

②　施設規模等（構造，延べ床面積，定員）

(ｲ)　指定期間

(ｳ)　指定管理者の概要

①　団体名（代表者名）

②　主たる事務所の所在地

③　設立年月日

④　現在の資本金

⑤　事業概要

⑥　他の本市施設での指定管理の実績

(ｴ)　事業計画及び収支計画の概要

①　事業計画の概要

②　収支計画の概要（収入，支出）

(ｵ)　選定の概況

①　応募団体及び選定理由（応募団体数，応募団体名，選定理由の概要※）

②　審査結果一覧（審査項目，配点，応募団体名）

※　非公募により指定候補者を選定する場合において，現在の指定管理者と同一の団体を指定候補者として選定しようとするときは，実績に関する総括を合わせて記載する。

なお，上記説明資料以外に別途，市会から関係資料の提出を求められた場合は，京都市情報公開条例第７条に規定する非公開情報を除き，資料を提出する。

(4) 債務負担行為の設定

指定管理者に対し管理に要する経費を複数年にわたって支出する場合，原則として債務負担行為を設定する。

(5) 指定書の交付及び指定の告示

指定管理者の指定の議案が可決されたときは，速やかに指定管理者を指定し，指定候補者に指定書を交付するとともに，その旨を告示する。

なお，市会で議案が否決されたときは，指定候補者に対し，不指定の処分を行う。

(6) 再指定

指定管理者の指定後に，指定の前提条件であり，条例に定められた指定管理の「管理の基準」又は「業務の範囲」を大幅に変更した場合，又は，法人格の変更等により指定管理者の団体としての同一性が失われた場合は，議会の議決を経たうえで，指定管理者の再指定を行わなければならない。

（再指定が不要な例）
- 法人格のない指定管理者において，団体の性格や構成する人員等に変化がなく，単に名称が変更されただけである場合
- 旧民法第３４条に基づく特例民法法人が「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づく公益法人となった場合

（再指定が必要な例）
- 料金制度を使用料方式から利用料金制に変更した場合
- 個別の施設の設置条例を改正し，業務を追加した場合
- 複数の団体で構成された指定管理者のうち一の団体が倒産等により欠けた場合

第４　指定管理者の指定後について

１　指定管理者による管理の実施

(1) 指定管理者から所管局等の長への報告事項

ア　随時報告を求める事項

指定管理者は，次の事項に該当したときは，速やかに所管局等の長へ報告を行う。

① 施設において，事故又は不祥事が生じたとき。

② 施設の管理運営に関し，法令違反となる行為があったとき。

③ 施設又は施設に係る物品が滅失し，又はき損したとき。

④ 施設の管理に関し，争訟が提起されたとき，又は提起されるおそれがあるとき。

⑤ 指定管理者の定款若しくは寄付行為又は登記事項に変更があったとき。

⑥ 指定管理者と金融機関との取引が停止となったとき。

⑦ 指定管理者が施設の管理業務に関して有する債権に対し差押え（仮差押えを含む。）等がなされたとき。

⑧ 手続条例第３条第２項に基づいて提出した事業計画書その他の書類の重要な部分に変更があったとき。

⑨ 排除条例第９条，第１０条第１項又は同条第２項の規定に該当する疑いのあるとき。

⑩ その他所管局等があらかじめ定めた事由が発生したとき。

イ　定期的に報告を求める事項

所管局等の長は，次の項目について，毎月あるいは四半期ごとなど必要に応じて報告を求める。

① 管理業務の実施状況及び利用状況

② 使用料又は利用に係る料金の収入の実績

③ 管理に係る経費の収支状況

④ 提供しているサービスの質に関する事項（例：利用者満足度等）

⑤ その他管理の実態を把握するために必要な事項

(2) 指定管理者への指導及び業務改善の指示

(1) で定めた事項のほか，所管局等の長は，指定管理者に対して当該団体の財務書類の提出を求めるなど，指定管理者が提供するサービス水準の確保と適正な管理運営を図るための指導を行い，必要に応じて業務内容の改善について指示を行う。

また，施設の管理運営が適正に行われなかった場合などには，次期指定管理者の選定の際に，現指定管理者に対する評点に一定の減点を行うなど，適切なペナルティーを科す。

(3) 指定管理者の業務の停止及び指定の取消し

市長は，指定管理者が適切な管理を実施しているかの点検を常に行い，法第２４４条の２第１１項の規定に基づき，指定期間内であっても必要に応じて業務の停止や指定の取消しを行う。

ア　業務の停止や指定の取消しを行う場合

次の場合には必要に応じて，指定管理者の業務の停止や指定の取消しを行う。

①　施設の管理業務を適正かつ確実に実施することができないと認められる場合

②　指定に関し不正の行為があった場合

③　法令の規定，本件指定の条件又は協定書に記載された条件に違反した場合

④　法令の規定，本件指定の条件又は協定書の規定に基づき本市関係職員が行う報告の聴取，検査又は調査の実施を拒否し，又は妨害したとき，その他本市関係職員の指示に正当な理由がなく従わなかった場合

⑤　指定管理者が暴力団員等又は暴力団密接関係者に該当することが判明した場合

⑥　指定期間が終了するまでに，本市が施設の供用を休止し，又は廃止する場合

⑦　公の施設の管理の基準又は業務の範囲の大幅な変更等により再指定を行う場合

⑧　その他施設の管理業務を継続しがたい事由があると認められる場合

イ　業務の停止や指定の取消しの手続

指定管理者に対して業務の停止を命じる場合や指定を取り消そうとする場合は，行政手続法に定める手続に従って行う。

ウ　業務の停止や指定の取消し後の管理業務について

指定管理者の業務の停止や指定の取消しを行った場合は，手続条例第１２条第１項に基づき，直営により公の施設の管理運営を行うことができる。

なお，利用料金制を導入している施設については，同条第３項に基づき，条例に定める利用料金の範囲内において，市長等が定める使用料を徴収することができる。

(4) 個人情報保護及び情報公開の取扱い

ア　個人情報保護

指定管理者は，京都市個人情報保護条例の趣旨に従い，公の施設の管理を通じて取得した氏名，住所，生年月日その他個人に関する情報に関して，主に次のことに留意し，適正な取扱いの確保に努める。

①　収集の制限

業務の目的を達成するために必要な範囲内の情報のみを，原則として本人から収集すること。

②　利用・提供の制限

個人情報は，業務の目的の範囲を超えて利用し又は提供しないこと。

③　適正な管理

個人情報は正確に保ち，漏えい，改ざん，滅失等のないように管理すること。また，不要になった個人情報は確実にかつ速やかに廃棄又は消去すること。

④　開示の申出

保有する個人情報の開示をその本人から求められたときは，情報を開示するよう努めること。

イ　情報公開

指定管理者は，京都市情報公開条例の趣旨に従い，公の施設の管理のために作成し，又

は取得した文書等であって，業務に従事している者が組織的に用いるものとして保有しているものについては，次のいずれかの情報に該当する場合を除き，公開する。

① プライバシー情報

個人のプライバシーを侵害するおそれのある情報

② 法人等事業活動情報

他の法人等の事業活動に関する情報で，公開すれば法人等の正当な利益を明らかに害すると認められるもの

③ 公共の安全，秩序の維持情報

公開すれば，人の生命，身体，財産等の保護，犯罪の予防等に支障が生じるおそれのある情報

④ その他，公開すれば事業の適正な執行に支障を及ぼす情報等

(5) 施設の管理運営への市民参加

指定管理者は，利用者アンケートやモニター調査の実施による利用者の満足度や苦情などを把握するほか，市民や団体，企業等の参加を求め，運営に関する意見を述べ，協働を図るために運営協議会を設置するなど，施設の管理運営への市民参加を進め，指定管理者の提供するサービス内容の改善に反映させる。

■ 公共施設の運営への市民や団体の参加の促進

「第２期京都市市民参加推進計画」（平成２３年３月策定）においては，利用者が使いやすい公共施設の運営を図るため，利用者アンケートの実施のほか，市民や団体，企業等の参加を求め，運営に関する意見を述べ，協働を図るために運営協議会等の設置を促進することとしている。

(6) 利用許可等の行政処分

指定管理者が行う利用許可等の行政処分については，京都市行政手続条例が適用されるため，指定管理者は，審査基準（第６条），標準処理期間（第７条）及び処分の基準（第１３条）を定め，これらを事務所における備付けその他の方法により公にしておかなければならない。

また，指定管理者は，施設が暴力団の活動に使用される疑いのあるときは，遅滞なく所管局等に情報提供を行う。暴力団の活動に使用されると認めるときは，排除条例第９条又は第１０条第１項若しくは同条第２項に基づき，施設の使用許可処分をせず，又は当該許可処分を取り消すことができる。

■ 京都市暴力団排除条例（抄）

（本市が設置した公の施設の使用の不許可等）

第９条　市長，公営企業管理者及び教育委員会（以下「市長等」という。）並びに地方自治法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は，本市が設置した公の施設が暴力団の活動に使用されると認めるときは，当該公の施設の使用に係る許可その他の処分をせず，又は当該処分を取り消すことができる。

(7) 重要事項の変更に当たっての指定管理者との合意の徹底

協定内容など重要事項の変更を行うに当たっては，指定管理者と対等な立場で十分に協議し，両者合意のうえで変更する。

なお，重要事項の変更を行った場合は，本市と指定管理者の双方が記名押印した合意を証する書面を作成する。

(8) 適正な労働環境の確保等

指定管理者と締結する協定は公契約条例に定める「公契約」に該当することから，指定管理者は労働関係法令を遵守するとともに，指定管理業務に従事する労働者の雇用の安定その他適正な労働環境の確保並びに維持及び向上に努めるとともに，人材の育成及び下請等契約の適正化に留意することとする。

また，協定締結後においては，労働関係法令遵守状況報告書を提出するとともに，指定管理業務が公契約であること等を労働者に明らかにしなければならない。

■　京都市公契約基本条例（抄）

（適正な労働環境の確保並びに維持及び向上）

第１０条　本市及び受注者等は，公契約に従事する労働者の雇用の安定その他適正な労働環境の確保並びに維持及び向上に努めるものとする。

（労働関係法令の遵守）

第１１条　受注者等は，最低賃金法その他の労働関係に関する法令（以下「労働関係法令」という。）を遵守しなければならない。

（労働関係法令遵守状況報告書の提出）

第１２条　対象公契約（指定管理協定その他別に定める公契約をいう。以下同じ。）を締結した者（以下「対象受注者」という。）は，別に定める日までに，労働関係法令の遵守状況を確認するための別に定める事項を記載した報告書（以下「労働関係法令遵守状況報告書」という。）を市長等に提出しなければならない。

２～４　略

（対象労働者への明示）

第２０条　対象受注者等は，対象公契約に係る業務に従事する労働者（以下「対象労働者」という。）に対し，当該業務が対象公契約に係るものであることその他別に定める事項を明らかにしなければならない。

（人材の育成）

第２５条　本市及び受注者は，将来にわたって公契約の適正な履行及び履行の水準の確保を図るため，公契約の担い手となる人材の育成に努めるものとする。

（下請等契約の適正化）

第２６条　受注者と下請負者等との間で下請等契約を締結するに当たっては，両者は，公契約の適正な履行及び履行の水準並びに適正な労働環境を確保するため，両者が対等な立場にあることを認識し，下請代金支払遅延等防止法その他両者の関係を規律する法令を遵守し，当該下請等契約の内容を適正なものとしなければならない。

２　事業報告書の提出

指定管理者は，次の事項について記載した事業報告書を作成し，原則として翌年度の５月末日までに所管局等の長に提出する。

①　管理業務の実施状況及び利用状況

②　使用料又は利用に係る料金の収入の実績

③　管理に係る経費の収支状況

④　その他管理の実態を把握するために必要な事項

※指定管理業務に係る収支とその他の業務に係る収支を区別すること。

事業報告書の提出を受けた所管局等の長は，当該事業報告書の内容が上記の事項を適正に記載しているか精査，必要に応じ指導する。

事業報告書は，施設または所管課等のホームページに掲載する。合わせて，施設内に掲示するなど，施設の管理運営状況を市民に分かりやすく公表すること。

３　指定期間の終了

指定管理者は，指定期間終了時に，次の指定管理者が円滑に業務を遂行できるよう引継ぎを行うとともに，市長等が特に支障がないと認めたときを除き，施設及びその設備を原状に回復する。

なお，所管局等の長は，適切な引継ぎが行われるように助言，指導を行う。

また，事前徴収した収入（前払金）がある施設については，協定書等に基づき適切な対応を行う。

指定管理者制度Q&A

■　*「公の施設」とはどのような施設をいうのか。*

地方自治法上の「公の施設」とは，普通地方公共団体が設置する「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」であり，例えば次のような施設があります。

文化・スポーツ施設	体育館，運動場，プール，美術館，文化会館
社会福祉施設	児童福祉施設，障害者福祉施設，高齢者福祉施設
社会教育施設	図書館，公民館
公営企業	病院，水道，下水道，バス・地下鉄
その他	公園，道路，河川，学校，公営住宅

※学校など個別法における制限のある公の施設は指定管理者制度の導入対象外

■　*指定管理者制度によって株式会社などの民間事業者が管理を行うこととなった場合，住民生活に不可欠なサービスを提供するという公の施設の責務が果たせるのか。*

次のような仕組みが制度化されていることから，株式会社などの民間事業者が管理を行う場合でも，制度を適切に運用することによって公の施設の責務を果たすことが可能といえます。

（１）改正後の地方自治法において指定管理者は，住民が公の施設を利用することについて不当な差別的取扱いをしてはならないとされていること。

（２）指定管理者の指定の手続や管理の基準については条例で定める必要があること及び指定管理者となる団体については議会の議決を必要とすることなど，議会による関与が予定されていること。

（３）地方公共団体は，施設の設置者としての責任を果たす立場から必要に応じて指定管理者に指示を行い，指定管理者が指示に従わない場合には指定の取消しや管理業務の停止などの権限を行使することが可能であること。

（４）指定管理者は毎年度終了後，事業報告書を地方公共団体に提出することが求められていること。

■　*民間事業者を指定管理者とすることにより，具体的にどのような利点があるのか。*

指定管理者の指定に際しては，複数の候補の中から，最も施設の稼働率の向上が見込まれるものや使用料収入の増加が見込まれるもの，あるいは経費の縮減が図られるような管理が実施されるものを選択することが可能となります。

また，利用者の満足度を向上させより多くの利用者を確保しようとする民間事業者の発想を取り入れることで，利用者に対するサービスの向上が期待できます。

■　*利用料金制とは何か。*

地方自治法第２４４条の２第８項の規定により普通地方公共団体は，適当と認めるときは，公

の施設の指定管理者に当該公の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該管理受託者の収入として収受させることができるとされています。

これは，公の施設の管理運営に当たり指定管理者の自主的な経営努力を発揮しやすくするとともに，地方公共団体及び指定管理者の会計事務の効率化を図る観点から設けられた制度です。

ただし，利用料金制の導入に当たっては，当該公の施設の設置条例において，利用料金の対象及び上限額を明確にしておく必要があります。例えば，条例上，利用料金の対象が貸館施設の使用料のみであれば，当該施設の本来事業として実施する講座の受講料や物販による収益などを指定管理者が利用料金として収受することはできません。また，これらの収益は公金となり，公金収納事務の委託を行わない限り，指定管理者が取り扱うこともできません。このように，利用料金や公の施設において実施する事業の収益等については，その帰属や取扱いが不適正なものとならないよう留意しなければなりません。

なお，利用料金制の導入に当たっては，消費税及び事業所税が課税される可能性のあることや，政策的に利用料金の減免制度を採用している施設については，減免の実施によって指定管理者の収益が減少することなどを十分考慮することも必要です。

■　*利用料金制によって指定管理者が料金を決定することにより，利潤追求や過剰なサービスが原因となって，利用料金が高くなることはないか。*

指定管理者が利用料金を定めるに当たっては，条例で定められた枠組み（金額の範囲，算定方法等）に従って地方公共団体の承認を得ることが必要であり，指定管理者が完全に自由な形で利用料金を決定することができるわけではありません。

また，必要に応じて，地方公共団体は指定管理者に対して指示を行うことも可能であることから，指定管理者による利潤追求や過剰なサービスによって利用料金が高くなることはありません。

■　*使用料の一部還元方式とは何か。*

使用料の一部還元方式とは，指定管理者の自主的な経営努力を促すため，指定管理者の努力による使用料収入の増収効果の一部を指定管理者に還元する方式です。

採用に当たっては，当該施設の過去の実績や，本市や他都市の同種・類似の施設等の実績等を参考に，どのような場合に指定管理者の努力による増収効果があったと認めるかなど，事前に具体的な基準を定めておく必要があります。

■　*利用料金制を採用する施設において，その収益を本市に還元させることができるか。*

利用料金制によって指定管理者の得る利益が当該施設の管理業務及び経理の状況から客観的に見て過大であると認められるような場合には，管理業務等と利益の適正なバランスを図るため，指定管理者に当該利益の一部を納付金として本市に納めさせることが可能です。

納付金の額については，固定額や収益の一定割合とするなどの設定方法があり，公募の際に本市から具体的な額等を提示したり，納付すべき最低基準を示したうえで申請団体に提案させることもできます。

ただし，指定管理者の経営努力によって生じた利益まで納付させ，インセンティブを奪うことのないようにしなければなりません。具体的には，施設の性質やこれまでの運営実績，同種・類似の施設の収益状況，また，指定管理者が施設の初期投資費用などを負担していないことによる施設経営上の優位性等を勘案し，納付金の額を設定する必要があります。

■　*ＰＦＩ事業において整備する施設について，指定管理者制度によって何が変わるのか。*

ＰＦＩにより建設した施設の管理方法は，普通財産として管理する方法と公の施設として管理する方法の２つがあります。

公の施設として管理する場合，従来の管理委託制度の下では，民間事業者であるＰＦＩ事業者は管理受託者となることができませんでしたが，指定管理者制度の下では，民間事業者であるＰＦＩ事業者も公の施設の管理を行うことが可能となり，それゆえに利用料金制を採ることも可能となることから，ＰＦＩ事業の一層の推進に資するものと期待されます。

■　*事業所税はどういった場合に課税されるのか。*

事業所税は，一定規模以上の事業を営む法人又は個人に対して課される市税で，「資産割」と「従業者割」があります。「資産割」は，市内の各事業所の床面積の合計が 1,000 ㎡を超える場合に課税され（税率；事業所床面積 1 ㎡につき 600 円），「従業者割」は，市内の各事業所の従業者数の合計が 100 人を超える場合に課税されます（税率；従業者給与総額の 0.25%）。

（参考ＵＲＬ：http://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000001789.html）

公の施設に関しては，事業所税のうち「資産割」については，施設の管理運営状況等に応じて判断されますが，利用料金制を採用した場合は，指定管理者が実質的な事業主体であると判断できるため，事業所税の創設の趣旨，目的等により非課税となる施設（公衆浴場，病院，身体障害者更生援護施設，路外駐車場など）を除き，原則として指定管理者に納税義務が生じることになります。

ただし，次の場合には，指定管理者が事業所税（資産割）の納税義務者とはなりません。

- 利用料金制を採用し，併せて委託料の交付も受けている施設において，主として利用料金等で収受することが見込まれる収入により公の施設の管理事業を行うと認められない場合
- 本市と指定管理者との間で，公の施設における管理事業の結果生じた全ての利益を地方公共団体に返還し，かつ，生じた損失の全てを本市が補てんする取決め（清算方式）があるような場合

■　*現在でも施設管理の一部の業務を民間事業者に委託している例があるが，これらの「業務委託」と指定管理者制度における「公の施設の管理」とはどのように違うのか。*

次のような公の施設に関する諸業務については，地方自治法上の指定管理者制度ではなく，「業務委託」に該当します。

①　次のような事実上の業務

・施設の維持補修等の管理　　・警備　　・施設の清掃

・展示物の維持補修　　・植栽の管理

②　管理責任や処分権限を地方公共団体に留保したうえで，管理や処分の方法についてあらかじめ地方公共団体が設定した基準に従って行われる下記のような定型的行為

・入場券の検認　　・利用申込書の受理　　・利用許可書の交付

③　私人の公金取扱いの規定（地方自治法第２４３条，同施行令第１５８条）に基づく使用料等の収入の徴収

④　当該施設運営に係るソフト面の企画（例えば，各種行事の企画等）

なお，公の施設の管理を指定管理者に行わせる場合には，法律の規定に基づき地方公共団体による適正な管理を確保した上で指定管理者にその管理を行わせることとした本制度の趣旨から，①～④の業務を私法上の業務委託契約により同一の民間事業者に対して包括的に行わせることは原則として適当ではなく，その場合は当該民間事業者を指定管理者とするべきです。

■　*指定管理者が管理を行う場合，施設内で事故等によって利用者に損害を与えた場合に地方公共団体は，賠償責任を負うか。*

設計や建物の構造に不完全な点がある場合や，維持，修繕や保管に不完全な点がある場合など，公の施設の設置又は管理において，通常有すべき安全性が欠けていたことが原因で，利用者に損害が生じた場合には，その原因が指定管理者にあったとしても，設置者たる地方公共団体は，国家賠償法第２条の規定による賠償責任を免れません。

また，公の施設の管理に当たって指定管理者の行為が原因で利用者に損害が発生した場合には，国家賠償法第１条の規定により，設置者たる地方公共団体は，賠償責任を負うこととなります。

なお，地方公共団体が被害者に直接賠償したときで，指定管理者に故意又は重過失がある場合は，指定管理者に対し，求償することができます。（※国家賠償法第１条にいう「公務員」とは，公務員法上の公務員に限定されず，法令により公権力の行使（非権力的作用に属する行為を含む。）の権限を与えられていれば，身分上の私人も含むとされている。）

国家賠償法（抄）

第１条　国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が，その職務を行うについて，故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは，国又は公共団体が，これを賠償する責に任ずる。

２　前項の場合において，公務員に故意又は重大な過失があつたときは，国又は公共団体は，その公務員に対して求償権を有する。

第２条　道路，河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは，国又は公共団体は，これを賠償する責に任ずる。

２　前項の場合において，他に損害の原因について責に任ずべき者があるときは，国又は公共団体は，これに対して求償権を有する。

京都市公の施設の指定管理者制度運用基本指針

（平成１６年８月策定／令和３年４月改定）

京都市行財政局財政部財政課

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

TEL 075-222-3293／FAX 075-222-3283

URL http://www.city.kyoto.lg.jp/menu5/category/69-21-0-0-0-0-0-0-0-0.html